

もくじ

12月定例会を終えて . . . 1
かみね史朗 意見書・決議案討論 . . . 4
山内よし子 議案討論 . . . 6
意見書・決議案 . . . 7
意見書・決議案・請願の採決結果一覧 . . . 16

2008年12月定例議会を終えて

2008年12月26日
日本共産党京都府会議員団
団長 新井 進

決算特別委員会につづき、12月1日から開かれていた12月定例議会が17日閉会した。

今府議会は、アメリカ発の金融危機による急激な景気後退の中、「派遣切り」など大企業の違法な大量解雇や、中小企業への一方的な仕事の打ち切りなど「下請け切り」が噴出し、府民の雇用・営業・暮らしが深刻な事態に直面する中に行なわれた。わが党議員団は、雇用と営業、暮らしといのちを守る対策を講じるよう、全力をあげて奮闘した。

1、わが党議員団は、「金融危機」による実体経済への影響が現れ始めた10月以降、市町村議員団・国政事務所と連携し、延べ2000件にのぼる団体や企業との調査・懇談を重ねてきた。そこで出された急激に厳しくなる実態を議会で告発し、改善策を提案、実施を求めた。

また、12月4日には、京丹後市から緊急要請団が上京し、京都府と交渉し、さらに府民総行動等が取り組まれた。これら府民的な運動と結び攻勢的な議会論戦を行なうとともに闘いを広げるために奮闘した。

深刻な府民生活であるにもかかわらず、議会では、わが党以外から本格的な対策を求める声があがらなかった。しかし、最終本会議では、わが党の議会での論戦や運動により、派遣労働の継続を含む、京都府に対する「府民生活を守るための緊急経済・雇用対策を求める決議」が全会一致で可決することができた。この決議は、京都府に対し「総力を上げて中小企業等に対する金融・経営支援の充実、非正規労働者等の雇用の維持・確保」をすることを求めるものとなり、今後の緊急対策や当初予算で対策を行なわせる上で、一つの足場を築くものである。このように、わが党の論戦がリードしたことは明らかである。

こうした中、12月11日には、わが党議員団が求めてきた知事を本部長とした「京都府緊急経済・雇用対策本部」が設置されるなど、具体的対策がはじめられた。

2、雇用問題では、「非正規労働者緊急就業相談コーナー」の設置、「緊急経営相談ホットライン」の休日開設、失業者のための府営住宅81戸確保、述べ2500人の臨時職員の雇用、相談窓口の12月30日までの開設など、急激に悪化する事態と運動・論戦に押され、対策を取り出した。

一方、派遣切りへの対応については、今後の課題も浮き彫りとなった。わが党議員団は「企業誘致し立地補助金を出してきた企業について、雇用実態を把握するとともに、雇い止め等ないよう厳しく監督する」ことを求め、12月5日に京都府が立地補助金を出している「株式会社ジャトコ」に申し入れた。その場で「12月20日をもって107人の派遣契約を解消する」と表明があり、契約期間中の者も含まれていることも明らかとなった。このため12月8日、京都府知事に対し「ジャトコ八木工場における派遣労働者解雇の撤回と社会的責任を果たさせることを求める緊急申し入れ」を行ない、さらに12月11日には京都労働局にも申し入れた。こうした中、「非正規労働者緊急就業相談コーナー」設置の

ビラがジャトコ派遣社員に配布され、また京都労働局長、京都府知事、京都市長連名による派遣会社に対する雇用の継続等を求める要請文が送付されたものの、ジャトコの派遣切りについて府は要請にとどまった。今後、派遣先の雇用責任を果たさせることや、法改正も含めた闘いが必要であることも浮き彫りとなった。

中小企業支援については、今議会で金利0.1%引き下げ、返済期間10年とした「中小企業資金対策融資」の創設や、府内中小企業13万業者の過半81,000企業・業者を訪問する「緊急サポート事業」など第2次緊急経済対策が提案された。さらに「中小企業資金対策融資」の5号認定対象業種の緩和が実施され、5号認定以外の業種も活用できる「原油・原材料高騰等対策融資」の来年度への延長の方向も示された。また要望の強かった中小企業緊急雇用安定助成金の運用改善も行なわれた。

深刻となる土木建設業への対策として、地域密着型の緊急基盤整備事業、河川増水時の避難路等の整備や道路舗装等の地元密着型の小規模の修繕事業なども具体化された。わが党議員団は、本会議で京都府発注工事における下請保護等について求めたところ、知事は「元請、下請における契約書締結の普及方策や、そしてそれを発注者としてどういうふうに確認をしていくか、その監視体制について至急検討を行ない、その中で、今後、事業の適切な執行、効率的な税の執行、雇用面の確実な確保が守られるように対応していきたい」と答えた。これは公契約条例の必要性を浮き彫りにしたものである。

わが党議員団は最終本会議の議案討論で、年末・年始に向かう緊急対策を「雇用を守る」「中小零細業者の営業を守る」「暮らしを守る」の三つの角度から、さらなる具体策を提案し実施を求めた。

3、子どもへの貧困の影響が懸念される中、代表質問、本会議質問で、子どもの無保険問題、高校生への就学援助、高等学校通学費補助の拡充、大学生への独自無利子奨学金制度の創設、母子家庭支援策などを求めた。そうした中、高等学校通学費補助制度について「経済状況が厳しい状況があるので、子どもたち、生徒たちの家庭がどういう状況にあるのかということも含めてみながら、どういう工夫ができるのか、検討していきたい」と表明があり、今後の拡充の方向が示された。今後、制度の拡充とともに、子どもの貧困問題について、取り組みを強化するものである。

一方、京丹後市の中学校卒業生720名に対し、府立高校の来年度募集定員610名にとどまり、希望しても地元の高校に行けない上に、9月以降の急激な経済状況悪化の中で、遠くの学校や私立高校に経済的理由で通えない子どもが予想されている。京丹後市では、募集定員の改善を求める集いが開かれるなど取り組まれており、わが党議員団も是正を求めたが、引き続き力を尽くすものである。

京都府が示した「農林水産試験研究機関のあり方」(案)で、丹後農業研究所にある水稻部門を無くす計画が示されたものの、京丹後市議会の意見書をはじめ、多くの批判と要望をうけ、丹後農業研究所に水稻部門を残す方向が示された。

また、原爆被爆者の援護施策について原爆被爆者団体等から聞き取りを行ない、本会議で質問したが、今後の論戦を進める上で重要である。

さらに、身体障害者などに交付される駐車禁止除外指定車標章の交付基準について、制度から排除された下肢不自由「3級の2と4級」の方を京都府警が緩和する方向で見直しの検討に入ることが表明された。

4、「淀川水系河川整備計画」について、わが党議員団は、4知事が「大戸川ダム建設は整備計画に入れないこと」を求めたことは当然であるとし、さらに天ヶ瀬ダム再開発や川上ダムについても中止が当然であると主張した。淀川流域委員会も、総合的な流域対策をすすめる立場から、近畿整備局の「淀川水系河川整備計画案」は、時代遅れの「ダム建設ありき」であるとしており、「整備計画案」を撤回し、情報公開の徹底、住民参加で、ダムにたよらない総合治水対策による「河川整備計画」の再検討を国に求めるよう要求した。

一方、自民党議員からは本会議質問で、従来のダムに依存した治水対策の立場から、知事を追及する質問がされた。

5、今議会には一般会計補正予算や硫酸ピッチを規制するための緊急設置条例の期限延長など12議案、および人事案件1件、知事・副知事の期末手当の減額条例1件の計14件が提案され、「職員の給与等に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例一部改正の件」に反対し他の13件は賛成した。

「職員の給与等に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例一部改正の件」は、教育現場に「副校長」「主幹」「指導教諭」などの新たな職を設置し、トップダウンの学校運営を進め、さらに給与面で優遇措置を取る一方、一般教員はこれまでの手当を削減するもので、反対した。

なお、国庫補助金の不適正経理及び裏金問題により、府民の信頼を揺るがす事態となった責任を明らかにするため、京都府知事および副知事の期末手当をそれぞれ10%、5%減額するための条例が提案され、賛成した。

また、関西財界が主導し、山田知事が強引に押し進めようとしている関西広域連合について、総務常任委員会で、わが党を含む多くの委員から「拙速ではないのか」「道州制は問題」等の表明がされた。また、この問題をより議会として慎重審議するため「関西広域連合（仮称）に関する特別委員会」が設置されることとなった。

6、決算特別委員会に付託された5議案は、本来、今定例会で採決に付すべきであったが、決算特別委員会審査の継続が決まった。

これは、会計検査院が平成19年度の京都府にたいする農林水産部、建設交通部にかかる国庫補助事業費の会計処理が不適切であると指摘したこと、および本府の裏金問題が明らかとなったためである。

わが党議員団は、決算特別委員会開会中に、知事に対し全容解明と再発防止等を申し入れた。とりわけ、当然必要とされる「旅費」や「需用費」など他の府の事業にも国庫補助金が「活用」されてきたとおり、京都府が現場に必要な需用費などの経費までも削減し続けてきた財政運営や府政運営のあり方にも問題があるとの立場から迫及した。

知事は、決算特別委員会や本会議、全員協議会等で繰り返し陳謝することとなり、決算特別委員会で、異例の集中審査が開かれるなどした。

集中審査ではわが党の質問に会計管理者が「19年度決算にも齟齬がある」と認めため、わが党議員団は「こうした決算議案は認定できない」と指摘し、「議会の意思を示す一番重い方法は、今議会で決算を不認定とすること」と主張したが、わが党以外の会派は「決算特別委員会の延長」を求めた。これは、本来不認定にせざるを得ない内容が明らかになったにもかかわらず、不認定の態度が取れないために、延長せざるを得なくなったものである。これは30数年ぶりの異例なもので、極めて重いものである。

7、今議会には、「消費税の大増税に反対することに関する請願」をはじめ、103件の請願が付託された。

43、744人にのぼる「教育格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求めることに関する請願」について、「京都式少人数教育全体を推進すべき」（自民党）などと述べわが党以外の全ての議員が反対し否決した。また、13、458人にのぼる「障害のある子どもたちの豊かな放課後と教育の充実を求めることに関する請願」について「障害児学童は身近な市町村が実施すべき」（創生フォーラム）などとしてわが党以外の全ての議員が反対するなど、道理ない態度をとった。

しかし、請願内容を踏まえた「障害のある子どもたちの教育や生活の充実を求める意見書」が全会一致で可決したことは重要である。

「消費税の大増税に反対することに関する請願」は、これまでの枠を超えた各種団体から提出された。しかし、わが党以外が反対し否決したことは重大である。

わが党以外の4会派提案の「高速増殖炉『もんじゅ』の安全対策に関する意見書」は、運転再開を前提としたもので、わが党議員団は当然反対し、「高速増殖炉『もんじゅ』の運転再開中止を求める意見書」を提案した。

年末も押し詰まり、府民生活は正念場を迎えている。わが党議員団は、雇用・営業・暮らし・いのちを守る立場から、年末年始、一人の犠牲者も生まないため、府にいっそうの対策を求めるとともに、議員団としても年末年始の特別相談体制もとって対応するものである。

来年は総選挙の年。日本共産党の躍進で自公政治の転換を勝ち取るとともに、1年3ヶ月後に迫った京都府知事選挙の勝利にむけいっそう全力をあげるものである。

以上

かみね史朗（日本共産党、京都市右京区） 2008年12月17日

日本共産党の加味根史朗です。議員団を代表して、16件の意見書案、決議案に賛成し、自民など4党派提案の1件の意見書案に反対する討論を行います。

今府議会の最大の課題は、アメリカ発の景気後退の中で大企業の違法な大量解雇や中小企業への一方的な仕事の打ち切りなどをやめさせ、雇用と中小企業を守る対策を講じることであります。

まず、わが党提案の雇用を守るための緊急対策を求める意見書案についてです。大企業が首切りの引き金を引き、横並びにリストラしたら景気の底が抜けてしまいます。外需が落ち込んでいるときに内需も落ち込めば車や商品は売れません。いま大企業の大量解雇をやめさせ、雇用を守ることは景気回復のためにも必要であります。大企業には雇用を守る体力が十分あります。例えばトヨタ6社の今年度の連結経常利益は9000億円であり、今年9月の株主への中間配当は2400億円、内部留保の残高はなんと17兆円にも上るのであります。1万人の雇用を守るのに300億円、内部留保のわずか0.17%しかかからないのであります。できないはずはありません。

本府が補助金を出しているジャトコは、日産のグループ企業ですが、この12月20日で107人の派遣労働者の解雇を強行しようとしています。しかし、親会社の日産は今年度2600億円の経常利益を見込んでいます。内部留保は4兆円もあります。10人の役員で22億円の報酬をもらっておいて、派遣切りをしなければ会社が持たないなどどうして言えるのでしょうか。こうした体力を持つ大企業の大量解雇をやめさせることこそ、日本の政治の責任であります。

この点で、わが党提案の意見書案は、大企業と経済団体に大量解雇の中止を強く指導し、雇用を守る社会的責任を果たさせること、違法な「内定取り消し」をやめさせること、抜本的な対策として労働者派遣法を労働者保護の方向に改正し、大企業が非正規労働者を正規雇用することなどを求めており、今政治が果たすべき責任を明確に示しているのであります。

全会派提案の府民生活を守るための緊急経済・雇用対策を求める決議案は、国、京都市等と連携し、雇用継続の働きかけを強めることを明記するなど雇用と中小企業を守るうえで積極的な意義を持つものであります。知事にその実施を強く求めるものであります。

自民など4党派提案の雇用の安定と国民生活を守るための施策実現に関する意見書案については、賛成するものですが、意見書案でも指摘している非正規労働者の「雇い止め」や新卒者の内定取り消しについては、最高裁の判決になっている「解雇の4要件」や労働契約法に違反する違法行為であり、不当な解雇については撤回を求める強力な政治の対応が求められていることを指摘しておきます。

あわせて中小企業の苦境をいかに守るのが問われています。わが党提案の中小企業への緊急支援を求める意見書案は、中小企業を苦境に追い込んでいる原因の一つが大銀行の貸し渋り、貸しはがしであり、大企業の中小企業への仕事の打ち切り、単価切り下げであると明確にし、こうした横暴をやめさせ、企業の社会的責任を果たさせることを強く求めています。また部分保証とされた中小企業への信用保証を100%に戻すことや国の官公需の中小企業発注を引き上げるなど仕事確保の具体的な対策も示しているところであります。

自民党など4党派提案の「中小企業支援対策の充実・強化に関する意見書案」については賛成するものですが、大企業の違法な解雇や下請けいじめを規制する問題が抜け落ちていることは不十分であることを指摘しておきます。

未曾有の経済状態の中で麻生首相がくりかえし3年後の消費税増税を表明していることはきわめて重大であります。わが党提案の消費税の大増税に反対する意見書案は、消費税増税問題が政治問題化している中、府議会として反対を表明しようとするものであり、時期にかなったものであります。消費税の増税は、社会保障の財源のためなどと言われてはいますが、全くのごまかしです。2007年度までの消費税の税収は188兆円でしたが、この間法人3税の減収は160兆円にもものぼり、大企業減税の穴埋めに使われたといわざるをえません。社会保障が年々改悪されてきたことは府民が実感しているところであります。

財源を言うのであれば、軍事予算の削減や道路特定財源の一般財源化で社会保障に使えるようにすべきであり、税収面では大企業に行きすぎた優遇制度を見直せば年間7兆円をつくりだすことができるのであります。こうした税金の使い方、集め方の抜本的な改革こそ必要であることを指摘しておきます。

わが党提案の暮らしの資金貸し付け事業の拡充と運用の改善を求める決議案は、府民の暮らしが急激に深刻な状況に陥りつつある時、府民が安心して年を越せる緊急の対策として本府に実施を求めるものであります。

今、府民が求めているもう一つ大きな問題は、社会保障を安心できるものにするということであり、この点で、わが党提案の介護保険制度の抜本的見直しを求める意見書案は、国庫負担を増やし、介護保険料の値上げを中止し、利用料・保険料の減免制度をつくることをはじめ、要介護認定と利用限度額の抜本的な改善、住み慣れた地域で安心して暮らせる基盤整備、介護労働者の労働条件の改善のための賃金アップと介護報酬の引き上げ、介護給付費の国庫負担割合を計画的に50%まで引き上げることなどを求めており、府民のねがいにこたえるものであります。

自民など4党派提案の介護サービスの充実を求める意見書案は、府民要望を反映しており賛成であります。

わが党提案の児童扶養手当削減の全面撤回を求める意見書案は、母子家庭の貧困問題を解決するために支援を抜本的に強めることを求めるものであります。

子どもたちの教育の充実も、府民の切実な願いであります。特にどの子にも確かな学力を保障し、社会人としての全人格を形成すること、いじめや不登校などの深刻な問題を解決することは焦眉の課題であります。そのカギは、小中高校での30人以下学級を早期に実現し、どの子にも行き届いた教育条件を整備することであり、わが党提案の30人以下学級の早期実現と義務教育費国庫負担率の復元に関する意見書案は、その解決の道を明らかにするものであります。

自民など4党派提案の障害のある子どもたちの教育や生活の充実を求める意見書案については、障害のある子どもを持つ保護者や特別支援教育の関係者のみなさんの願いを反映したものであり、賛成であります。文教委員会での意見書案と同趣旨の請願を審議しましたが、自民、公明、民主、創生の各党派は請願に反対しました。筋が通らない話だといわざるをえません。このことを指摘しておきます。

わが党提案のWTO農業交渉に関わる意見書案は、各国の食料自給率向上の願いに反するWTO多角的貿易交渉の議長案を拒否し、食料主権に基づく公正な貿易ルール作りを求めるものであり、日本農業をまもり発展させていく上で時機にかなったものであります。

次に、自民など4党派提案の過疎地域振興のための新法制定に関する意見書案については、賛成するものですが、一言指摘しておきます。過疎地域の病院の休廃止や路線バスの廃止、耕作放棄地の増加、森林の荒廃など生活・生産基盤の弱体化や集落自体の機能維持の困難さなど過疎地域がきわめて深刻な状況となっているのは、自然現象ではありません。歴代の自民党政治が、自動車産業や大商社など大企業の利潤追求のために日本の農業と林業を犠牲にし、米や農産物、木材の輸入自由化、所得保障の切り捨てをすすめ、農業や林業では生活が成り立たない状況にしてきたからであります。また社会保障の連続改悪や予算削減、規制緩和をすすめた結果、医師不足や地方バスの廃止がもたらされたのであります。さらに合併の強行によって、ますます住民サービスや周辺部が切り捨てられ、限界集落が作り出されてきたのであります。こうした政策の根本的転換なくして、過疎地域の本格的な振興はありえないのであります。自民などの意見書案は、過疎地域を深刻化してきた自民党政治が行き詰まっていることを物語るものであります。

次に、自民など4党派提案の森林整備法人等の経営改善に関する意見書案についても賛成であります。分収造林特別措置法によって木材需要の増大を見込み、全国都道府県に人工林拡大の号令をかけてきた政府の責任がきびしく問われなければならないことを指摘しておきます。

最後に、自民など4党派提案の高速増殖炉「もんじゅ」の安全対策に関する意見書案についてです。

「もんじゅ」は研究開発のための原型炉であり、他の商業発電用原子炉と比べると、配管などの強さは7分の1から8分の1程度と脆弱であり、原発と違って制御棒以外の停止装置も備わっていません。冷却材に使われている金属ナトリウムは、空気や水に触れると高温になるため火災事故につながります。

「もんじゅ」は、こうした技術面の困難さに加え、意見書案でも記述されているように、ナトリウム漏れ検出器の誤作動が相次いでいるのはじめ、機器の劣化に対する懸念や直下の活断層の存在など、その安全性はますます揺らいでいるのであります。

4党派の意見書案は、安全性を確認して運転再開を認める立場ですが、「もんじゅ」が運転再開すれば、再度事故をおこす可能性は低くなく、大事故になればその影響は計り知れません。技術面の困難さや、放射性廃棄物が膨大に増えるという問題から、日本より先に高速増殖炉開発を進めてきたドイツ、アメリカ、イギリス、フランスは次々と実用化を断念しています。

日本の高速増殖炉計画が始まって以来、半世紀の間にかかった予算は2兆7千億円にも達し、もんじゅが

事故で止まっているにもかかわらず今年度も418億円も予算がついています。安全性の保障がなく、税金の無駄遣いを続ける「もんじゅ」は運転再開を中止すべきであります。したがって、4会派の意見書案には反対であり、運転再開中止を求めるわが党提案の意見書案への賛同を求めるものであります。

以上で私の討論を終わります。ご静聴ありがとうございました。

12月定例会 議案討論

山内よし子（日本共産党、京都市南区） 2008年12月17日

日本共産党の山内よし子です。日本共産党を代表して、ただいま議題となっております議案12件について第2号議案「職員の給与等に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例一部改正の件」に反対し他の11件の議案について賛成の立場で討論します。

まず第2号議案「職員の給与等に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例一部改正の件」についてです。

これは教育現場に「副校長」「主幹」「指導教諭」などの新たな職を設置し、給与面で優遇措置を取ると同時に、一般教員についてはこれまでの手当を削減するものであります。

特に新たな職の設置については、そもそも導入の狙いが上意下達の学校組織を作るためのものであります。中教審の作業部会のまとめにおいても「キャリアの複線型」をはかるとしており、一部の職員で「学校を経営し」、「指導層」で実践管理を行い「実践層」は指示されるままに実践するなど、すべての教職員の参加と協同で学校運営をすすめてきたこれまでの学校体制をピラミッド型の組織形態に根本から変え、さらに賃金で格差をつけようとするものです。

今求められているのは現場で子どもと向き合う教員をふやすことです。

よって第二号議案には反対です。

次に第1号議案「平成20年度京都府一般会計補正予算」について、経済の悪化から府民の暮らしを守るための緊急対策が含まれており、賛成するものであります。今起こっている事態に対応するためには府民の願いに答えるための、さらに緊急的な具体策が必要です。

最初に雇用を守る緊急策です。

わが党はこれまで誘致企業には雇用計画などを提出させて実態を把握し、安定した雇用につながるよう何度も知事に求めて参りました。12月4日の代表質問で、大企業に対して雇用を守るよう知事として強く要望するよう求めました。

12月5日には京都府が「雇用のための補助金」を交付している南丹市のジャトコに直接申し入れを行い、雇用を守るように強く要望しましたが、ジャトコは107名の派遣労働者を12月20日付で全員雇い止めにするを明らかにしました。そもそも契約期間中の解雇は労働契約法違反です。1ヶ月前に解雇予告を行なっているので法違反にはならないといっていますが、裁判例を見ても人員削減を行なう必然性がなければ解雇権の乱用となることが示されており、そのことは有期労働契約であっても雇用継続への合理的期待が認められる場合は、同様に考えるべきであると示されています。今体力のある大企業が業績の悪化を口実に、これまで儲けの道具として使ってきた労働者を使い捨てにすることは絶対に許せません。

ましてやジャトコはこれまでに3億円以上の補助金を本府から受け取っているのです。

本府として「雇用のための補助金」を出している企業に対して緊急に実態調査を行い、そこで正規、非正規、派遣を問わず、すべての労働者の雇用がしっかりと確保されるよう、指導・助言を行なう必要があります。

また労働局や職業安定所などとの連携を強化し、解雇や内定取り消しなどに対して、機動的に対応する体制を作ることや、「緊急地域雇用特別交付金」制度を復活するよう国に求めるとともに、本府としても雇用創出のための公共工事を前倒ししてでも行なうことなど、早急に具体化を図る必要があります。

次に中小零細業者の営業を守るための緊急対策です。

まず本府の公共事業にかかわって、下請けに適正に代金が支払われるよう、しっかりと監督し、指導する必要があります。また大企業による下請けいじめを厳しく取り締まり、中小企業に対する一方的な仕事打ち切りをやめさせることや、大銀行による貸し渋り・貸しはがしをやめさせることも緊急に求められています。

また、日本政策金融公庫が経営環境変化対応資金を作りましたが、据え置き期間は3年間です。本府の制度融資についても、据え置き期間を3年にすることは、やろうと思えばすぐにできることであります。「せめて3年間据え置いてほしい」という声は切実です。強く実行を求めるものであります。

最後に、暮らしを守る緊急策についてです

先日放送されたNHKスペシャル「セーフティネット・クライシスⅡ - 非正規労働者を守るか」では、若者を中心に労働者の3割を超えたパートなどの「非正規労働者」が、収入が不安定だけでなく、健康保険や雇用保険などのセーフティネットが十分保障されず、いったん病気になったり失業すると生活が成り立たなくなるケースが続出している、と言う生々しい状況が報道されました。

本府としても雇用や中小零細業者の暮らしを守る対策と同時に、生活保護的的確かつ機動的な運用も含めた、命を守るためのセーフティネットを緊急に充実する必要があります。

府民の困りごとなどの相談のため「緊急相談窓口」を本府のすべての機関に設置し、年末や年始の体制もとる必要があります。また無利子・無担保・無保証人の暮らしの資金貸し付け事業については、貸付の期間を延長することや、貸付金の増額など、緊急な措置が必要です。

また失業者の住居確保のために、民間住宅への家賃補助や、本府の公的施設の一時的な活用など早急に検討すべきです。

福井県の東尋坊では、NPOのみなさんが自殺防止のための巡回活動を行い、失望し希望を失った派遣労働者の命をすでに何人も救っていると報道されています。

若者から生きる希望を奪う政治の大本からの転換と、そして緊急対策が今必要です。

わが党議員団は年末、年始にかけても府民の声を聞き、政治が暮らしを守る本来の役割を取り戻すために全力をあげて奮闘するものであります。決意表明して、討論を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

意見書・決議案採決結果

開会本会議で可決（全会派提案 賛成：全会派）

適正な公金管理体制の確立に向けた決議

この度、会計検査院から、国庫補助事業における不適正な会計処理が指摘されるとともに、広域振興局など多くの府の組織において、いわゆる裏金の存在が発覚したところである。

これらの問題は、府民の府政に対する信頼を揺るがす極めて憂慮すべき事態で、誠に遺憾である。

地方分権に向けた改革が進み、地方公共団体の住民福祉の増進に向けた責任は、益々大きくなる今日、住民からの信頼を失墜する事は、まさに、その流れを逆行させることにつながりかねないものである。

府当局においては、再度、公金管理の責任の重要性を認識するとともに、厳正な会計処理と適正な公金管理の徹底に向けて、全庁あげて取り組むことが強く求められるところである。

よって、本府議会は、府当局に対し、再びこうした事態を引き起こすことのないよう、このような事態に至った原因の究明を行い、適正な公金管理体制の整備を早期に確立し、実効ある再発防止策を実施することなどを強く求めるものである。

併せて、本府議会は、府当局による信頼の回復に向けた取組について、議会審議などを通じた監視機能を果たしながら、引き続き、万全を期するとともに、府民の安心・安全、福祉の増進に、更に、全力をあげて取り組むことをここに表明する。

以上、決議する。

平成20年12月1日
京都府議会

府民生活を守るための緊急経済・雇用対策を求める決議

米国に端を発した世界的な経済危機の影響を受け、日本の経済・雇用情勢は悪化の一途をたどり、景気の下降局面が、長期化・深刻化する様相を呈している。

経済・雇用情勢の悪化は、国民生活にも大きな影響を与え、非正規労働者の雇い止めや新卒者の内定取り消しが相次いで発生するなど、雇用不安が一層増大し、社会問題化しつつある。

京都府内においても、府と京都労働局、京都市が去る15日に開催した「緊急雇用対策連絡会議」において、今後、来年3月末までに非正規労働者約900人を含む約1,500人の府内で働く労働者が雇い止め・解雇になる見込みであり、内定を取り消された学生が府内でも出てきているとの報告がされたところである。

については、京都府においては、総力を挙げて中小企業等に対する金融・経営支援の充実、非正規労働者等の雇用の維持・確保を図るため、次の事項について特段の措置を講じられるよう、強く要請するものである。

- 1 地域の実情に応じたきめ細かな経営支援及び雇用・就業支援を推進するため、相談・支援体制の一層の充実を図ること。
- 2 中小企業金融の円滑化のため、制度融資の一層の拡充を図るとともに、地域経済を守るため、金融機関に対し、いわゆる「貸し渋り」や「貸しはがし」などが行われないよう要請すること。
- 3 国、京都市等と連携し、雇用継続の働きかけを強めるとともに、離職した労働者に対する再就職支援の取組を更に強めること。
- 4 国において検討が進められている「ふるさと雇用再生特別交付金（仮称）」、「緊急雇用創出事業（仮称）」については、地域の実情に応じて、機動的・弾力的な運用を図るほか、真に雇用の維持・確保につながる施策を展開するよう国に強く働きかけること。

以上、決議する。

平成20年12月17日
京都府議会

くらしの資金貸付事業の拡充と運用の改善等を求める決議(案)

アメリカの金融危機に端を発した急速な景気悪化が、労働者と中小零細企業に深刻かつ重大な打撃を与えるなかで、府民のくらしも急激に深刻な状況に陥りつつある。

いま、年の瀬を迎え、府民が安心して年を越せるようあらゆる緊急の具体策を講ずることが求められる。

その一つとして「くらしの資金貸付」制度は、無利子、無担保、無保証で、生活費等の貸し付けとしてこれまでから多く利用されてきた。しかし、市町村の努力で通年化されているところもあるものの、府の要綱は夏と年末の年2回とされており、すでにもう年末の申込みが終了しているところもある。

また、未返済金額のある場合にも、借り換えを含めた運用の改善等が求められている。

については、本府において、府民のいのちと生活を守る観点から、くらしの資金貸付事業の拡充と運用の改善等を行うため、次の事項について対策を講じるべきである。

- 1 当面、年末の貸付期間の延長を行い、さらに通年化すること。
- 2 貸付金の増額を行うこと。
- 3 未返済金のある場合にも貸付を行うこと。

以上、決議する。

障害のある子どもたちの教育や生活の充実を求める意見書

近年、子どもたちの障害が重度・重複化する傾向にある中、教育はもとより福祉・医療・労働など関係機関が密接に連携した適切な対応が求められている。

とりわけ、平成19年度から子どもたち一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育が推進されているところではあるが、小・中学校の通常学級に在籍するLD・ADHD・高機能自閉症等の子どもたちに対する指導や支援が喫緊の課題となっており、特別支援学校においては、教育上の専門性を活かして地域の小・中学校を積極的に支援していくことが求められている。

また、障害のある子どもたちの放課後や長期休暇の過ごし方については、現在も日中一時支援事業や本府の独自施策による季節療育支援事業などが実施されているところではあるが、子どもたちの保護者やボランティアに多くを依存し、保護者の就労にも支障を来しているのが現状である。

よって、国におかれては、特別支援教育や子どもたちの日常生活の充実を図っていくため、次の施策に取り組みられるよう強く求める。

- 1 小・中学校への支援、特別支援教育に関する相談・情報提供、福祉、医療、労働等の関係機関との連絡・調整など、特別支援学校がその専門性を活かした特別支援教育のセンター的機能の更なる充実を図るため、特別支援教育コーディネーターの専任化を含めた財政措置を拡充すること。
- 2 LD・ADHD・高機能自閉症等発達障害のある児童生徒への支援の充実に向け、小・中学校に配置する特別支援教育コーディネーターの専任化や特別支援教育支援員の拡充を含めた財政措置の充実を図ること。
- 3 特別支援学校における教員の専門性の向上や高等部生徒の就職率の向上に向けた取組を充実すること。
- 4 障害のある子どもたちの放課後や長期休業期間における過ごし方がより一層充実するような財政措置を含めた支援を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

森林整備法人等の経営改善に関する意見書

森林整備法人は、国の拡大造林政策に従い、分収林特別措置法に基づく分収林事業を、株式会社日本政策金融公庫（旧農林漁業金融公庫）等の制度資金を利用し展開してきた。その結果、水源かん養や国土保全、二酸化炭素の吸収など森林のもつ多面的機能が発揮され、国民の豊かで安心・安全な暮らしを支える上で、重要な役割を果たしてきた。

しかしながら、法人経営は、その後の植林、保育等のコストの上昇や木材価格の低迷による事業の採算の悪化や長期債務残高の増高などにより、極めて厳しい状況に至るとともに、法人の債務に対し損失補償を行ってきた都道府県の財政運営にも大きな影響を及ぼすこととなり、分収林事業の抜本的見直しや累積債務の整理、持続可能な事業への再構築が、喫緊の課題となっている。

本年11月には、総務省、林野庁及び地方公共団体で構成される検討会が設置され、森林整備法人の経営対策やこれを踏まえた今後の森林整備のあり方について、平成21年5月までに結論を出す方向で協議されることとなったところである。

よって、国におかれては、森林の有する多様な公益的機能を次世代に健全な姿で引き継ぐためにも、国有林野事業の累積債務処理の際と同様に、特別措置法の制定により次に掲げる制度を創設し、抜本的な対策を講じられるよう強く要望する。

- 1 森林整備法人の債務圧縮と将来にわたる利子負担軽減のための新たな金融支援制度の創設
- 2 森林整備法人の経営支援を行う都道府県に対する財政負担軽減のための地方財政措置制度の創設

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

過疎地域振興のための新法制定に関する意見書

過疎地域の振興については、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が制定されて以来、3次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策が実施され、生活環境の整備、産業の振興、更には地域特性を生かした地域づくりが促進されるなど一定の成果を上げてきた。

しかし、過疎地域においては若年者人口の流出等による人口減少と高齢化の流れは止まらず、病院の休廃止や診察科目の減少、路線バスの廃止、耕作放棄地の増加、森林の荒廃など生活・生産基盤の弱体化が更に進み、集落自体の機能維持が困難となる地域も見られるなど、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、豊かな自然や景観、貴重な歴史・文化を有するとともに、食料の供給や水源のかん養、国土・自然環境の保全、森林による地球温暖化の防止など多様な機能を持っており、これらの地域が健全に維持されることで、都市住民も含めた国民全体の豊かで安心安全な生活が保障されるものであり、国民共通の財産として、次の世代にしっかりと引き継いでいかねばならない。

このような中、現行の過疎地域自立促進特別措置法は、平成22年3月末をもって失効することとなるが、これらの地域が果たしてきた役割を今後とも維持していくためには、引き続き、国家的課題として、過疎地域の振興を推し進め、そこに暮らす人々の生活を支えていくことが何よりも重要である。

よって、国におかれては、同法の失効後も、過疎地域に必要な社会基盤の整備はもとより、地域力再生の取組を支援する施策など、地域実態に応じたきめ細かなソフト事業にも柔軟に対応できるような新たな法律を制定されることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

介護サービスの充実を求める意見書

介護保険制度においては、介護サービスを円滑に提供するため、3年ごとに介護保険事業計画や介護報酬の見直しが行われることとなっている。現在、平成21年4月からの第4期が新たにスタートする前に、各自治体で介護保険事業計画の策定作業が進められるとともに、年内にも社会保障審議会介護給付費分科会が、介護報酬改定について厚生労働大臣に答申を行う予定とされている。

介護業界を取り巻く状況は、収益の悪化に加え、低賃金による人材不足が深刻で、介護従事者の離職率も約2割に達するなど、良好な介護サービスの提供への影響が危惧される事態となっている。このようなことから、介護保険料への影響にも考慮しながら、介護報酬の引き上げなどによる介護従事者の待遇改善が強く求められているところである。

よって、国におかれては、介護保険制度が将来にわたって安定的に維持され、介護サービスの更なる充実が図られるよう、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 地域における介護サービスが的確に実施できるよう、介護報酬の改定に当たっては、すべての地域で安定したサービス提供ができる水準、サービスごとの人員の配置や処遇などに十分留意の上、適切な引き上げを図ること。
- 2 介護報酬の引き上げが第1号被保険者の保険料の引き上げにつながらないよう、国において特段の措置を講ずること。また、介護保険料の設定について、所得比例方式への見直しや、市町村ごとに柔軟な決定ができるよう配慮すること。
- 3 必要な療養病床の確保及び地域ケア体制の整備・充実を図るとともに、認知症対策を拡充すること。
- 4 介護従事者の人材確保及び定着のため、待遇改善や緊急支援事業の実施に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

介護保険制度の抜本的見直しを求める意見書（案）

来年4月に見直し時期を迎える介護保険制度は、2005年の改悪により、高すぎる保険料・利用料、介護サービスのとりあげ、深刻な施設不足と待機者の急増、介護労働者の労働条件の悪化と、それによる人材不足の深刻化など、さまざまな問題が浮き彫りとなっており、国民的な存在意義という点でも、制度をささえる人材という点でも、土台からゆらぐ深刻な事態である。

今後、高齢化が進む中、介護保険の充実は「安心して老後を送りたい」というすべての国民の願いであり、その抜本的改善は不可欠である。したがって、いつでも必要な介護サービスを利用できる「介護の社会化」の実現、それを支えるすべての職員が、自らの専門性を高め、生き生きと働き続けられる労働環境をつくる必要がある。

よって、国におかれては、来年度の見直しにあたり、介護を受ける人も、ささえる人も、誰もが安心して利用できる介護制度の実現のため、以下の具体化を行うよう求めるものである。

- 1 国庫負担をふやし09年4月からの介護保険料の値上げを中止し、値下げにつとめるとともに、実効性のある利用料・保険料の減免制度をつくること。また、保険料・利用料のあり方を、支払い能力に応じた負担にあらためること。
- 2 要介護認定・調査の改悪を許さず、要介護認定と利用限度額のあり方を抜本的に改善すること。また、「介護とりあげ」の背景となっている、給付適正化事業のあり方を抜本的に改め、介護の現場の実態におうじて柔軟に、適切なサービスが提供できるようにすること。
- 3 特別養護老人ホーム、生活支援ハウスなどの計画的整備、ショートステイの確保、グループホームや在宅老所、小規模多機能型施設への支援など、在宅でも施設でも、住み慣れた地域で安心して暮らせる基盤整備をすすめること。また、介護型療養病床の廃止計画を撤回すること。地域包括支援センターへの支援を拡充すること。
- 4 深刻となる人材不足問題を解決し、介護労働者の労働条件を改善するため、月3万円の賃金アップなどの緊急対策、および介護報酬の引き上げ、人員配置基準の改善を行うこと。また、ケアプラン作成に関する介護報酬基準のあり方を抜本的に改善し、ケアマネージャーへの報酬を引き上げること。
- 5 介護給付費の国庫負担割合を計画的に50%まで引き上げるとともに、ただちに、5%（在宅は25%から30%へ、施設は20%から25%に）引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

可決（自民・民主・公明・創生 提案 賛成：全会派）

雇用の安定と国民生活を守るための施策実現に関する意見書

米国に端を発した世界的な金融危機は、実体経済にも影響を及ぼし、世界同時不況ともいべき事態に陥りつつある。去る10月には、企業の倒産件数も、5年5か月ぶりの水準を記録し、有効求人倍率も9か月連続して低下するなど、景気の下降局面が、長期化・深刻化する様相を呈している。

このような経済・雇用情勢の悪化は、国民生活にも大きな影響を与え、全労働者の3分の1を超えているパート・アルバイトなどの非正規労働者の「雇い止め」や新卒者の内定取り消しが相次いで発生するなど、雇用不安が一層増大し、社会問題化しつつある。

また、これから年末・年度末を迎えるに当たり、中小企業をはじめ多くの企業や個人事業者の資金繰りや、社会的に弱い立場にある人の生活にも深刻な影響と不安を与えている。

このことから、政府においては、去る12月9日に「新たな雇用対策に関する関係閣僚会合」を開催し、「新たな雇用対策」を実施することが確認されたところである。

については、これらの施策を早期に実行に移されるとともに、国民の将来に対する不安を取り除くため、次に掲げる施策にも積極的に取り組まれるよう強く要望する。

- 1 雇用機会の創出や就業支援に係る重点的かつきめ細かな対策を実施すること。

2 社会保障費の自然増を毎年2,200億円一律に抑制する方針を見直すとともに、国の責任において社会保障制度の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

否決（日本共産党提案 賛成：日本共産党）

雇用を守るための緊急対策を求める意見書(案)

いま、世界的な景気の悪化を理由にして、大企業が非正規雇用労働者をはじめ、労働者を大量解雇する流れがひろがっている。多くの労働者らが、仕事と同時に住む場所をも突然奪われ、文字どおり路頭に迷う深刻な事態となっている。

現在の大量解雇は、大企業が株主への配当や巨額の内部留保には手をつけず、「整理解雇の四要件」という雇用のルールを踏みにじって進めているものであり、まったく不当なものである。こうした雇用破壊を放置するなら、景気悪化の歯止めをなくし、日本経済を土台から破壊することになる。

今日の事態の大本に、政府が進めてきた労働法制の規制緩和、派遣労働の拡大があることは明白であり、この事態はまさに「政治災害」である。

よって、国におかれては、労働者の生活と雇用を守るため、次の事項に緊急に取り組み、政治の責任を果たすことを強く求めるものである。

- 1 大企業と経済団体に大量解雇の中止を強く指導し、雇用を守る社会的責任を果たさせること。また、違法な「内定取り消し」をやめさせること。
- 2 雇用保険未加入の労働者も含め、失業手当の支給、職業訓練支援の拡充など、失業者の生活と住宅を保障する制度もつくって抜本的に支援を強化すること。
- 3 「緊急地域雇用特別交付金」制度を復活して、自治体による雇用創出を全面的に支援すること。
- 4 労働者派遣法を労働者保護の方向に抜本的に改正し、大企業が不安定な非正規労働者を正規雇用とするよう指導すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

可決（自民・民主・公明・創生 提案 賛成：全会派）

中小企業支援対策の充実・強化に関する意見書

米国のサブプライムローン問題に端を発した世界的な金融危機は、実体経済にも影響を及ぼし、世界同時不況ともいふべき事態に陥りつつある。これまで、外需に依存してきたわが国は、このような世界経済の減速の影響を直接受け、外需面に加え国内需要も停滞するなど、景気の後退が鮮明となってきた。

自動車産業をはじめとして、日本経済を牽引してきた主要な国内製造業の減産体制の強化が進められる中で、下請け企業の経営も重大な影響を受けることとなり、地域経済を支える中小企業や個人事業者は、これから年末や年度末を迎え、資金繰りに大きな不安を抱いている状況にある。

このようなことから、政府においては、10月30日発表の経済対策に加え、12月12日には、「生活防衛のための緊急対策」を発表し、新たに、企業の資金繰り対策と雇用問題に重点を置いた対策を講じることとされたところである。

国におかれては、現下の予断を許さない経済情勢にかんがみ、次に掲げる施策の実現と発表された経済対策を早期に実行されるとともに、厳しい状況にある中小企業が新たな展望を見出し、成長・発展することが可能となるような施策展開にも積極的に取り組まれるよう強く要望する。

- 1 中小企業の意向を踏まえ、原材料価格高騰対応等緊急保証制度の対象業種の追加指定など、信用保証制度を拡充し、企業の運転資金の十分な確保に努めること。
- 2 地域経済を守るため、金融機関に対し、いわゆる「貸し渋り」や「貸しはがし」などが行われないよう、指導を徹底すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

中小企業への緊急支援を求める意見書（案）

いま、アメリカ発の金融危機が実体経済にも重大な影響を及ぼしており、自動車、電機など輸出関連大企業の下請け企業の倒産件数も高水準になっている。京都府内でも「売り上げが7割減り、生きるか死ぬかの瀬戸際だ」というような声があふれ、この年末にかけての資金繰りの悪化で、さらに深刻な事態がひろがる恐れがでている。

中小企業を苦境に追い込んでいる原因の一つは、大銀行が率先して貸し渋り、貸しはがしを行なっていることである。さらに大企業が、ものづくりを担い地域経済を支える中小企業への仕事打ち切りや単価引き下げを行ない、深刻な事態を引き起こしている。政府がこれらを放置していることも重大である。

よって、国におかれては、次の事項に直ちに取り組みられるよう強く要望する。

- 1 大銀行による貸し渋り・貸しはがしをやめさせ、中小企業への資金供給に責任を果たさせること。銀行の中小企業への貸し出し目標を明確にさせ、その達成のために指導・監督を強めること。
- 2 大企業による「単価たたき」や「代金不払い」などの下請けいじめを厳しく取り締まること。相談体制の強化、違反事例と企業名の公表、被害補償などの是正措置を迅速に行なうこと。
- 3 大企業の中小企業に対する一方的な仕事打ち切りをやめさせ、中小企業の仕事確保のための社会的責任を果たさせること。
- 4 部分保証とされた中小企業への信用保証を、元の100%保証に戻すこと。「原材料価格高騰対応等緊急保証制度」については、全業種に適用すること。
- 5 中小企業の仕事確保のため、国の官公需を前倒しで発注し、中小企業むけ発注を引き上げること。地方自治体が仕事おこしで取り組む耐震改修や小規模修繕工事に対して、国としての支援を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高速増殖炉「もんじゅ」の安全対策に関する意見書

平成7年12月にナトリウムの漏えい事故により停止した高速増殖炉「もんじゅ」は、来年2月の運転再開に向け、現在、最終の確認作業が進められている。

しかしながら、この作業中にも、去る9月のナトリウム漏れ検出器の誤作動や屋外排気ダクトの腐食などを原因として、最終のプラント確認試験の実施に遅れが生じている。

機器の劣化に対する懸念や、「もんじゅ」直下に新たな活断層の存在が確認される状況下での運転再開は、周辺住民はもとより隣接する京都府民も大きな不安を抱くところである。

よって、国におかれては、高速増殖炉「もんじゅ」について、国民の理解を得ることはもとより、運転再開に当たっては、耐震など施設・設備全体の安全性、事故時等の通報管理体制など、ハード・ソフト両面にわたる安全性を厳正に確認の上、対応されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高速増殖炉「もんじゅ」の運転再開中止を求める意見書（案）

平成7年12月にナトリウムの漏えい・火災事故により停止した高速増殖炉「もんじゅ」について、政府は来年2月をめどに運転再開を目指すとしている。

ところが、運転再開にむけた作業中に、9月にはナトリウム漏れ検出器の誤作動や屋外排気ダクトの腐食などを原因としたトラブルが続発している。

しかも、「もんじゅ」原子炉直近に長さ15キロメートルにも及ぶ活断層が存在することも明らかとされたところであり、周辺住民はもとより隣接する京都府民からも運転再開中止を求める声が高まっているところ

である。

そもそも高速増殖炉は、核反応が暴走する反応度事故の危険、補修・点検・整備の困難などが指摘されており、数10年にわたって研究開発をつづけながら、なお実用化のめどがたっていない。日本より先に高速増殖炉開発を進めてきたドイツ、アメリカ、イギリス、フランスが次つぎと実用化を断念したように、従来の原発以上に技術的に未確立であることは明らかである。にもかかわらず、直接的経費だけでも約6千億円を投じ、高速増殖炉路線を推進しているのは日本だけとなっている。

よって、国におかれては、高速増殖炉「もんじゅ」の運転再開を中止するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

否決（日本共産党提案 賛成：日本共産党）

消費税の大増税に反対する意見書（案）

自民党・公明党が12日にまとめた与党税制「改正」大綱は、消費税増税の時期を「2010年代半ばまでに」と曖昧にしているが、麻生首相は、3年後に消費税増税を実施するという「立場はまったく変わっていない」と改めて明言し、増税に必要な作業を始めるよう指示した。首相は消費税率について「10%くらいのものであるのではないか」と述べている。

そもそも消費税は、所得の高い人には負担が軽く、低い人ほど重くなる最悪の逆進的な税制である。今回の与党税制「改正」大綱が、消費税増税の一方、海外子会社の利益非課税化や証券優遇税制の延長など、大企業・大資産家優遇税制を打ち出しているのは、それに輪をかけるものである。

いま、アメリカ発の金融危機を受けた世界的な景気後退の中、世界各国は個人消費の活性化を中心とした内需拡大策に真剣に取り組んでいる。EU（欧州連合）は、個人消費を後押しするため、消費税（付加価値税）の税率引き下げを加盟国に提案しており、イギリスは2.5%引き下げを行った。

消費税の大増税は、こうした流れに逆行するものであり、景気悪化で重大な影響を受けている国民にさらなる打撃を与え、日本経済の失速につながることは明らかである。いま行うべきは、消費税の増税ではなく、食料品の非課税や免税点の引き上げで、国民の暮らしや営業を応援することである。

よって、国におかれては、消費税の大増税を行わないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

否決（日本共産党提案 賛成：日本共産党）

30人以下学級の早期実現と義務教育費国庫負担率の復元に関する意見書（案）

いま、子どもたちに確かな学力を保障し、社会人としての全人格を形成するとともに、いじめや不登校などの問題にきめこまかく対応するために、小・中・高校での30人以下学級を実現することが、切実に求められている。

全国では、都道府県や市町村の独自の努力で少人数学級を実施する自治体が大きく広がっている。京都府でも、2008年度から小学校3年生から6年生まで30人程度の学級編成が可能となる教員配置の予算化を行っている。

また、文部科学省自身が認めた教職員の長時間過密労働を解消することは、子ども一人一人に行き届いた教育を実現するためにも、早期に実現しなければならないものである。

ところが、政府は、義務教育費国庫負担金の国庫負担率を三分の一に削減し、政府の責任による30人学級の実現や教職員の長時間過密労働の解消に背を向けている。

義務教育費国庫負担制度は、憲法に規定された国民の教育権を保障するために、「国が必要な経費を負担することにより、教育の機会均等とその水準の維持向上をはかることを目的」とした制度である。今こそ、この制度の原点に立ち返るべきである。

よって、国におかれては、国民の教育要求を実現し、公教育の充実をはかるために、国の責任で小・中・高校での30人以下学級を早期に実現し、義務教育費国庫負担金の国庫負担率を2分の1に復元するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

否決（日本共産党提案 賛成：日本共産党）

児童扶養手当削減の全面撤回等を求める意見書（案）

平成18年度の京都府内の児童扶養手当受給者数は、所得制限引き下げで、ハードルが高くなったにもかかわらず、平成10年度と比べ1.5倍の2万人を超えており、母子家庭の生活が深刻な事態となっている。京都府内の母子家庭の収入は平成17年度で72.5%が200万円以下であり、まさに児童扶養手当は、母と子の命綱となっている。また、OECD（経済協力開発機構）が日本の母子家庭に、もっと公的支出を重点配分すべきという勧告をするなど、日本の母子家庭の収入は、先進諸国のなかでもとくに低い水準におかれている。

今日、母子家庭の生活がますます困難になっているにもかかわらず、政府は、その実態を無視して児童扶養手当を改悪し、本年4月より受給開始5年間で手当を半額にするとしているが、シングルマザーをはじめとする多くの削減反対の声に押され、事実上の凍結を決めた。いま必要なのは、一時の「凍結」ではなく、削減そのものを全面撤回することである。さらに、母子家庭の貧困問題解決のためには、児童扶養手当の大幅な拡充こそ求められている。

よって、国におかれては、児童扶養手当削減を全面撤回し、手当拡充及び就労支援策など、より一層の支援充実を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

否決（日本共産党提案 賛成：日本共産党）

WTO農業交渉に関わる意見書(案)

昨年来、世界的な食料の異常な高騰が、途上国をはじめ世界の人々の生活を脅かしているもとの、各国は、食糧生産を他国まかせにするのではなく、自給率の向上を強く求めている。にもかかわらず、今回アメリカ発の世界経済危機への対応を理由に急浮上した世界貿易機関（WTO）多角的貿易交渉の農業分野議長案は、農業分野の自由化をいっそう進めるものとなっている。

議長案は関税の大幅引き下げから除外できる「重要品目」を全品目の4%とし、さらに6%まで認めた場合、低関税での輸入量を増やす代償措置を求めている。6%となれば、わが国のミニマムアクセス米は、現行の77万トンから大幅に増え、生産調整がいっそう厳しくなり、日本農業は壊滅的な打撃を受けることになる。

わが国の食料自給率は、わずか40%であり、大問題となっている汚染米も8割がミニマムアクセス米から検出されていたことも含めて、米などの農産物の自給率引き上げは国民的合意となっている。政府も、自給率50%以上を目指すことを表明しており、その実現のためにも議長提案を断固拒否する責任がある。

よって、国におかれては、各国の自給率向上の願いに全く反するWTO多角的貿易交渉の議長案を拒否するとともに、公正な貿易ルールづくりを目指すよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

※訂正

No.1937の山内よし子議員一般質問の記載に誤りがありましたので訂正します。

（訂正箇所）下線部を削除します。

10ページ10行目

被爆者援護法を国家補償にもとづく法律とし、また在外被爆者と被爆二世、三世も対象としたものにする

京都府議会12月定例会本会議での意見書・決議案の採決結果

	意見書・決議案名	提出会派	採決結果	共産	自民	民主	公明	創生
1	適正な公金管理体制の確立に向けた決議案	全会派	可決	○	○	○	○	○
2	府民生活を守るための緊急経済・雇用対策を求める決議案	全会派	可決	○	○	○	○	○
3	障害のある子どもたちの教育や生活の充実を求める意見書案	自、民、公、創	可決	○	○	○	○	○
4	森林整備法人等の経営改善に関する意見書案	自、民、公、創	可決	○	○	○	○	○
5	過疎地域振興のための新法制定に関する意見書案	自、民、公、創	可決	○	○	○	○	○
6	高速増殖炉「もんじゅ」の運転再開中止を求める意見書案	共産	否決	○	×	×	×	×
7	高速増殖炉「もんじゅ」の安全対策に関する意見書案	自、民、公、創	可決	×	○	○	○	○
8	介護保険制度の抜本的見直しを求める意見書案	共産	否決	○	×	×	×	×
9	介護サービスの充実を求める意見書案	自、民、公、創	可決	○	○	○	○	○
10	雇用を守るための緊急対策を求める意見書案	共産	否決	○	×	×	×	×
11	雇用の安定と国民生活を守るための施策実現に関する意見書案	自、民、公、創	可決	○	○	○	○	○
12	中小企業への緊急支援を求める意見書案	共産	否決	○	×	×	×	×
13	中小企業支援対策の充実・強化に関する意見書案	自、民、公、創	可決	○	○	○	○	○
14	消費税の大増税に反対する意見書案	共産	否決	○	×	×	×	×
15	児童扶養手当削減の全面撤回等を求める意見書案	共産	否決	○	×	×	×	×
16	30人以下学級の早期実現と義務教育費国庫負担率の復元に関する意見書案	共産	否決	○	×	×	×	×
17	WTO農業交渉に関わる意見書案	共産	否決	○	×	×	×	×
18	くらしの資金貸付事業の拡充と運用の改善等を求める決議案	共産	否決	○	×	×	×	×

○：賛成、×：反対

※「適正な公金管理体制の確立に向けた決議案」は、開会本会議で全会一致可決。他の意見書・決議案は最終本会議での採決結果です。

共産＝日本共産党議員団 自民＝自由民主党議員団 民主＝民主党議員団 公明＝公明党議員団 創生＝京都創生フォーラム

京都府議会12月定例会本会議での請願の審査結果

請願番号	請願名	請願者	紹介議員 会派	本会議 採決結果	共産	自民	民主	公明	創生
109	障害のある子どもたちの豊かな放課後と教育の充実を求めることに関する請願	京都障害児・者の生活と教育を豊かにする会 代表 吉田恵理 ほか13,457人	共産	不採択	○	×	×	×	×
110	教育格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求めることに関する請願	子どもと教育・文化を守る京都府民会議 代表 藤本雅英 ほか43,762人	共産	不採択	○	×	×	×	×
111 ～ 112	消費税の大増税に反対することに関する請願 ほか1件	関西繊維レース工業組合 代表 中村孝郎	共産	不採択	○	×	×	×	×
113	消費税の大増税に反対することに関する請願	七条千本繁栄会 代表 内田常夫	共産	不採択	○	×	×	×	×
114	消費税の大増税に反対することに関する請願	NPOバリ島悠の会 代表 米田良治	共産	不採択	○	×	×	×	×
115	消費税の大増税に反対することに関する請願	舞鶴一般労働組合(まいづるユニオン) 執行委員長 橋本安彦	共産	不採択	○	×	×	×	×
116	消費税の大増税に反対することに関する請願	綾部流通トラック事業協同組合 代表理事 岡本教雄	共産	不採択	○	×	×	×	×
117 ～ 211	消費税の大増税に反対することに関する請願 ほか94件	京都府右京民主商工会 会長 西村英弥	共産	不採択	○	×	×	×	×